

みやぎ飲食店コロナ対策認証制度について

資料 2-3 ①

県内の飲食店における感染防止策を強化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を継続的に抑えこむとともに、感染防止策を県が第三者として認証を行うことにより、利用客の増加につなげることで、県内飲食業の振興を図るため、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」を新設するもの。

1. 認証制度のポイント

- 感染防止に向け、国から示された認証の基準等を踏まえ、安心して利用できる基準をより具体的に設定。
- 申請に基づき県が第三者による認証として1店1店を現地調査し、基準への適合状況を確認。感染防止策が不十分であれば問題解決に向け指導。
- 基準をクリアした店には、認証マークのステッカーを交付。認証店として利用客へアピール。
- 認証店として感染防止策を講じるための支援と、認証店の利用促進のためのインセンティブを提供。
- 認証の質を確保するため、認証後にも現地調査を実施し、感染防止策の状況を確認するほか、利用客からの情報提供体制を構築。

2. 申請から認証までの流れ

1 申請 ✓ 業種別ガイドライン等を踏まえ、安心して利用できる基準をより具体的に設定。

5/21(金)スタート

2 現地調査・助言 ✓ コロナ対策指導員が、1店1店、現地調査を行い、基準への適合状況をチェック。
✓ 不十分であれば相談に乗り、解決。

3 認証 ✓ 基準をクリアした店は、認証マークを掲示し、認証店として利用客へアピール。



3. 認証基準（概要）

国から示されている基準案をベースに、専門家の知見も踏まえ宮城県として独自の項目を追加するとともに、一部項目を整理するなどして、認証基準とした。

※国基準(必須)：国が必ず認証基準に含めるよう定めている必須項目

| 区分 | 基準（主な内容） | 備考 |
|--------------------|---|---------|
| 入店・支払時等（6項目） | ・入口に消毒液を設置し、入店時に必ず来店者に呼びかけ手指消毒を実施すること等 | 国基準(必須) |
| | ・食事中以外のマスクの着用について、来店者に対して声がけを行うこと等 | 国基準(必須) |
| 客席の利用（14項目） | ・テーブルとテーブルとの間隔が2 m、最低1 m以上確保すること等 | 国基準(必須) |
| | ・隣席との間隔を1 m以上空けるか、アクリル板等により仕切ること等 | 国基準(必須) |
| | ・入れ替えの都度テーブル・カウンターを消毒液により清拭すること等 | 県独自 |
| 店舗設備の管理（6項目） | ・建築物衛生法対象施設については、同法に基づく空気環境基準を満たしていること、対象外施設については、換気設備による必要換気量を満たすこと等 | 国基準(必須) |
| | ・適切な換気が実施されていることをCO ₂ センサーなどにより確認すること等 | 県独自 |
| 従業員の感染予防（6項目） | ・出勤時の検温・体調確認を行うこと等 | 国基準 |
| | ・感染者、濃厚接触者と判断された従業員の就業を禁止すること等 | 国基準 |
| チェックシートの作成・公表（1項目） | ・感染防止対策の実施に係るチェックシートを作成・記録すること等 | 国基準 |
| 感染者発生に備えた対処方針（3項目） | ・感染者発生時に疫学調査に協力するため、連絡先把握等の協力を要請すること等 | 県独自 |

4. 認証取得促進策

- 飲食店感染予防環境整備支援事業
- 「認証店おうえん食事券」の発行